

ミライソウゾウ会議企画・運営業務委託

プロポーザル募集要項

令和5年5月

松江市 政策部 政策企画課

松江市では、松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」に掲げる将来像「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の創造に向け、未来を担う若者の主体的な活動とユニークなアイデアの実現を支援する「ミライソウゾウ会議」の企画運営にあたり、プロポーザル方式による委託者の企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 業務名

ミライソウゾウ会議企画・運營業務委託

2 目的

松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」の将来像である「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の創造に向けて、若者のまちづくりへの関心を高めるとともに、年代を超えたつながりづくりと実践ノウハウを学ぶ機会を提供する。また、若者の豊かな発想とユニークな着眼からの斬新なアイデアや提案を受けて市政に反映するなど、若者によるまちづくりを実現していく。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和6年2月29日まで

4 委託業務の内容

別紙「ミライソウゾウ会議企画・運營業務委託 仕様書」のとおり

※仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ確定する。

5 提案上限額

2,267,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 令和4・5・6年度松江市競争入札参加資格(物品、業種:企画・製作、種目:イベント企画・運営または物品、業種:企画・製作、種目:アンケート・計画策定)を有していること。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

7 募集日程及び審査日程

件名	期限等
プロポーザル実施の公示・資料配布	令和5年5月16日(火)～から令和5年6月12日(月)まで
質問書の提出期限	令和5年6月2日(金)17時必着
質問書に対する回答	令和5年6月6日(火)予定
参加表明書提出期限	令和5年6月8日(木)17時必着
企画提案書の提出期限	令和5年6月12日(月)17時必着
辞退届の提出期限	令和5年6月12日(月)
(プレゼンテーション詳細の案内)	令和5年6月13日(火)予定
プレゼンテーションの実施	令和5年6月16日(金)予定
審査結果通知	令和5年6月中旬～下旬
契約締結	令和5年6月下旬

8 募集について

(1)各書類の配布開始日 令和5年5月16日(火)

(2)配布場所

①松江市役所本館(新庁舎)4階 政策企画課

②松江市ホームページに掲載

ホーム>総合計画(「MATSUE DREAMS 2030」のロゴをクリック)>ミライソウゾウ会議
からダウンロード可能

※郵送、メール等による配布は行いません。

(3)配布資料

①プロポーザル募集要項(本書)

②仕様書

③参加表明書(様式1)

④会社概要(様式2)

⑤類似業務受託実績(様式3)

⑥企画提案書(様式4)

⑦業務実施体制(様式5)

⑧見積書(様式6)

⑨質問書(様式7)

⑩辞退届(様式8)

9 質問の受付及び回答

(1)質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、「6 参加資格要件」を満たしている者で、かつ参加表明

書(様式1)を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2)質問期限 令和5年6月2日(金)17時必着

(3)様式 質問書(様式7)

(4)質問方法 「15 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認をすること。

(5)回答 質問に対する回答は、令和5年6月6日(火)(予定)までに、本市ホームページへ掲載する。また、松江市の回答は、募集要項及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

10 参加表明

(1)提出書類 ①参加表明書(様式1)

②会社概要(様式2)

③類似業務受託実績(様式3)及び成果物1~2点

④業務実施体制(様式5)

(2)提出期限 令和5年6月8日(木)17時必着

(3)提出部数 1部

(4)提出先 松江市政策部 政策企画課

(5)提出方法 持参または郵送

持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで(正午から13時まで及び土日祝日を除く)とする。

(6)その他 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)にて松江市政策部政策企画課まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

11 企画提案書類

以下の書類を期限までに提出すること。企画は1者1提案とし、「参加表明書(様式1)」の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

(1)提出書類

ア 企画提案書

(ア)仕様等 表紙は企画提案書(様式4)を使い、提案書はA4版(縦横問わず。必要に応じA3版三つ折の使用可)とする。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。

(イ)枚数 片面使用、表紙を含め20頁以内(A3版は2頁分とみなす)

(ウ)提案内容 ①ミライソウゾウ会議企画・運営事業における基本的な考え方

②ミライソウゾウ会議室・研究室・報告会運営支援についての考え方及び具体的手法

③アイデアの試行・実践にあたっての考え方

④効果検証・分析にあたっての考え方

イ 見積書および経費内訳書

見積書(様式6)については、別紙「ミライソウゾウ会議企画・運營業務委託 仕様書」の内容により見積るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。

(2)提出期限 令和5年6月12日(月)17時必着

(3)提出部数 10部

ただし、上記「(1)イ 見積書(様式6)及び経費内訳書」は、1部とする。

(4)提出先 松江市政策部 政策企画課

(5)提出方法 持参あるいは書留郵送又は宅配便等にて提出すること。ただし、持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は原則として、9時から17時まで(正午から13時まで及び土日祝日を除く)とする。

(6)その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア)提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

(イ)指定する様式及び本要項に示した条件に適合しないもの。

(ウ)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ)虚偽の内容が記載されているもの。

(オ)前記「5. 提案限度額」を超えたもの。

(カ)別紙「仕様書」の要件に適合しないもの。

(キ)上記「6. 参加資格要件(応募条件)」を満たしていないものによる企画提案書等。

イ 制約事項

(ア)提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ)提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ)提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ)提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ)提出された書類等は全て返却しない。

(カ)提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

12 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書類の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1)実施時期・場所 令和5年6月16日(金)(予定)・松江市役所会議室

※詳細な日時・場所については別途通知による。

(2)注意事項

ア 1者3名以内とし、業務を受託した際に実際に管理責任者・主任技術者等となる者が必ず出席すること。

イ プレゼンテーションの実施時間は30分程度とし、準備時間5分以内、説明時間20分以内、本市からの質問及びその回答時間は5分程度とする。

- ウ プレゼンテーションは、企画提案書類の受付順で実施する。
- エ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- オ プレゼンテーションは提出書類を使用して実施することとし、プロジェクター及びスクリーンは本市において準備するが、その他必要とする機材は提案者が準備すること。

13 事業者の選定・審査・契約

- (1) 審査は、審査委員会が別に定める「ミライソウゾウ会議開催事業支援業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、評価点方式で審査する。
- (2) 審査は、優先交渉権者の優先順位を決定するものであり、本市は審査の結果、評価点(企画点と価格点の合計:100点満点)の上位3位までの点数を獲得したものについて、審査委員ごとに1位5点、2位3点、3位1点を順位点として配点し、順位点の合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- (4) 審査委員会の評価点が満点(100点)の6割(60点)に満たない場合は、優先交渉権者として選定しないものとする。
- (5) 優先交渉権者と委託契約の締結に向けた協議を行い、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、「仕様書」及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と優先交渉権者との協議・調整のうえ、内容を決定する。

なお、順位の最も高かった優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者との協議を行う。また、以降も同様とする。
- (6) 審査の結果は、全提案者に対して文書で通知する。通知時期は、令和5年6月中旬～下旬とする。選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

14 その他

- (1)費用負担 企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの実施等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2)個人情報
 - ア 協議資料の請求者又は提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- (3)著作権
 - ア 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
 - イ 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途に

は用いない。

ウ 提出書類については、松江市情報公開条例(平成17年松江市条例第14条)第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条例第5条の規定に基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 審査又は契約の延期

ア 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。

イ 提案者の損害は提案者の負担とする。

15 問い合わせ先・書類提出先

担当部署 松江市役所 政策部 政策企画課 政策係 担当者 狩野
所在地 〒690-8540 松江市末次町 86 番地
電話 0852-55-5173 FAX 0852-55-5535
電子メールアドレス seisaku@city.matsue.lg.jp